

企業等における木育事業企画運営業務委託仕様書

1 業務名

企業等における木育事業企画運営業務

2 事業の目的

旧来、木材は日本の生活の様々な場面で利用され、欠かせないものであったが、生活様式の変化等に伴い、生活の中で木を感じる機会が少なくなり、木材や木材を生み出す森林に対する関心が薄れている現状がある。しかしながら、木材には、断熱性や調湿作用だけでなく、人の生理面や心理面に良い影響を与えるなど、多くの効果があることが知られている。

本事業は、企業等を対象とした森林・林業に関する体験型研修を実施し、森林の多面的機能や地域産材利用の意義について理解を深めることを目的とする。また、これを契機として、企業等による自発的な森林保全活動への参画や、木材利用促進へと繋げることをめざす。

3 業務期間（履行期間）

契約締結の日から2027年（令和9年）3月19日（金）まで

4 業務場所

業務場所の選定及び調整は受注者が行い、発注者と協議の上決定する。

5 事業概要

（1）当日の事業運営

企業等を対象に、森林・林業に関する体験型研修を実施する。

（例）・森林の現状と課題、木材利用がもたらす環境への効果についての講義

- ・森林整備・製材現場の見学、専門家の指導・監督のもとで行う整備体験
- ・企業としてどのように森林保全や木材利用に関わることができるかを探求するグループワーク

（2）実施日・対象人数

受注者が調整し、発注者と協議の上決定する。

（3）実施件数・想定時間

3件程度・1件あたり3時間～6時間程度を想定

（5）企業等の費用負担

なし

6 業務委託の内容

(1) 企業等における木育事業の企画・運営

ア 実施内容の企画・立案

- ・事業の目的に沿ったプログラムを構築するとともに、研修としての教育的価値（チームビルディング、SDGs 理解の促進等）を備えたものとする。
- ・本事業は森林環境譲与税を活用するため、税の趣旨に沿った人材育成、普及啓発等に資する事業となるよう努めること。

イ 業務場所の選定及び調整

- ・講義及び屋外活動等で使用する場所の選定及び調整

ウ 事業対象の募集及び各種調整

- ・本事業の対象となる企業等の募集
- ・対象のニーズに合わせた実施内容の調整
- ・事業実施日の調整

エ 実施マニュアルの作成

- ・実施概要（開催全体概要及びプログラム）
- ・スケジュール（準備スケジュール及び本番スケジュール）

オ 当日の運営

- ・講義の講師及び屋外活動の進行等
- ・安全管理体制（指導員の適切な配置、参加者の安全装備、傷害保険への加入など）の構築

カ アンケートの実施・集計

- ・アンケートを実施し、森林保全活動への参加意欲や木材利用に関する意識の変容等を測定・分析すること。

(2) その他

ア 受注者は、業務の進捗状況等を定期的に発注者に報告するほか、発注者との打合せを必要に応じ適宜行うこと。とりわけ、アンケート項目については、事前に発注者と十分協議を行うこと。

イ 業務の実施に必要な経費（旅費、資料作成費等を含む）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。

ウ 業務の実施にあたり、打合せた結果は記録簿にとりまとめ、速やかに発注者に提出して了解を得ること。また、発注者に本業務に係る協議・検討資料の提出を求められたときは、これに応じること。

エ 業務の実施に際しては、関係法令を遵守し、業務に必要な関係官庁への申請・届出は受注者が行うこと。

オ 受注者は、業務と連携して行われる発注者の他の取組に協力すること。

7 成果品

- (1) 本業務の成果品は次のとおりとし、業務期間末日までに納品すること。
 - ア 企業等における木育事業実施マニュアル・配布資料一式
 - イ 企業等における木育事業に関する打合せ、調査、協議、検討資料
 - ウ 事業実施内容報告書 A4 判（実施状況の写真、今後の課題と改善案を含む）
 - エ アンケート集計結果
 - オ その他発注者が指示するもの
 - カ 上記ア～オの電子データ
- (2) 成果品の納入先は福山市経済環境局経済部農林水産課とする。
- (3) 成果品の納品日は受注者及び発注者が協議の上決定する。
- (4) 成果品は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承認を得ずに使用又は公表しないこと。

8 その他

- (1) 大規模事故や気象警報発生時など、発注者の判断により、事業の一部または全部を実施しないこともある。その際は、双方協議のうえ支払額を決定する。
- (2) 受注者は発注者と適宜打合せ・協議を行うとともに、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、指示を受けるものとする。